

転載許諾申請書

年 月 日

株式会社メテオ 宛

番号	項目名	内容
1	発行元	株式会社近代出版
2	出版物名	
3	論文名	
4	著者	
5	著者許諾(一つ選んでください)	
6	出版(発行)年月	
7	巻・号・開始ページ	
8	対象(一つ選んでください)	
9	利用目的(一つ選んでください)	
10	利用資材タイトル等 ^{※1}	
11	利用資材趣旨	
12	利用媒体(一つ選んでください) ^{※2}	
13	利用資材体裁(版型、頁数等)	
14	利用資材配布対象	
15	利用数 ^{※3}	
16	図表番号(掲載ページ)	
17	利用開始希望月	年 月
18	有効期限	利用開始希望月の翌年同月の月末まで
19	申請社ご名称	
20	申請者ご住所	
21	申請者ご注文者・ご連絡先	
22	制作会社・中間代理業者名 ^{※4}	
23	制作会社・中間代理業者部署名	
24	制作会社・中間代理業者担当者名	
25	制作会社・中間代理業者連絡先	
26	スポンサー名称 ^{※5}	
27	スポンサー担当部署名	
28	スポンサー担当者名	
29	スポンサー連絡先	

特記事項

- ※1 制作見本 必要(PDFなどを送信してください)
- ※2 利用媒体について 同じコンテンツを、紙・電子両方で利用される場合、それぞれ申請してください
- ※3 利用数について 有効期限内で複数回にわたる利用の場合、利用数はその合計が上限となります
- ※4 制作会社・中間代理業者 制作会社・中間代理業者がある場合は、そちらの名称等もお知らせください
- ※5 スポンサー企業 許諾を必要とする製薬会社名等(パーミッション会員となります)をお知らせください

● 出典を明記してください。

転載許諾サービス約款

第1条(適用)

1. 本約款は、株式会社メテオ(以下「メテオ」といいます。)が、お客様に対して交付するライセンス証明書に記載されたコンテンツ(以下「コンテンツ」といいます。)の利用許諾に関する条件を定めるものです。
2. コンテンツは、メテオが、MOL会員規約に基づくパーミッション会員であるお客様に対し、提供するものであり、お客様によるコンテンツの利用については、MOL会員規約および本約款が適用されます。
3. コンテンツの利用に際し、お客様は、MOL会員規約および本約款を承諾し、これを遵守するものとします。

第2条(著作権による保護)

コンテンツは著作権により保護されています。お客様は、本約款およびメテオがライセンス証明書で定める範囲を超えて、コンテンツを利用することはできません。

第3条(許諾条件)

お客様には、ライセンス証明書に記載された目的のために、ライセンス証明書に記載された範囲で、コンテンツのコピーを作成することができる一身専属、非独占、サブライセンス付与禁止、譲渡禁止、全世界対象の限定的な権利が許諾されます。当該権利の許諾条件は、次の各号に定めるとおりです。

1. このライセンスは1回についてのみ有効であり、コピー数は、ライセンス証明書に記載された数を上限とします。
2. コンテンツの利用は、その形式を問わず、ライセンス証明書に記載されたライセンス日から1年以内に完了する必要があります(かかる期間の終了前に作成した電子または紙の複製物はかかる期間の終了後も配布することができます)。
3. お客様がコンテンツを使用するにあたっては、著者、コンテンツ・書籍・雑誌の題名、情報提供者を適切に記載する必要があります。また、コンテンツに表示されている著作権者、メテオその他コンテンツの権利者の著作権表示をそのまま記載する必要があります。
4. ライセンスの付与は、明示・黙示に係わらず刊行済みの他のものから引用したものではないことが条件であり、第三者コンテンツは、コンテンツの全部または一部を構成するものであったとしても、本利用許諾から明示的に除外します。
5. メテオが、本約款およびライセンス証明書でお客様に付与するライセンスは、ライセンス時点でライセンス可能な範囲に限られるものとし、メテオは、ライセンス可能な範囲を超えて、お客様にライセンスを付与する義務を負いません。
6. 本約款およびライセンス証明書により、メテオがお客様に許諾するのは、コンテンツについての利用権だけであり、コンテンツ自体の提供を伴うものではありません。

第4条(禁止事項)

1. 本約款またはライセンス証明書により明示的に許諾された場合を除き、形式および手段を問わず、それぞれの著作権所有者の事前の許可なく、コンテンツのいずれかの部分のコピー、改変、修正(新規刊行のために必要な軽微な修正を除きます)、翻訳、複製、移転、配布を行うこと、並びにコンテンツに基づいて派生成果物を作成することを禁止します。
2. 方法を問わず、コンテンツに表示されている著作権、商標、その他の表記をお客様が改変、削除、隠蔽することを禁止します。
3. コンテンツあるいは本約款により付与された権利について、他者への利用許諾付与、賃貸、販売、貸付、リース、物権設定、担保権設定の申し入れ、移転、譲渡を行うことを禁止します。
4. MOL会員規約に基づく利用申し込みまたは個別のコンテンツの転載許諾サービスの申し込みにおいて、お客様は虚偽の申告をすることを禁止します。
5. 前各号のほか、本約款またはライセンス証明書により明示的に許諾された範囲を超えて、コンテンツを利用することは禁止します。

第5条(権利の制限)

1. コンテンツおよびそれらのすべての知的財産権は、その時点を取らず、これらそれぞれの著作権者その他の権利者の独占財産であり、これらに対するお客様の権利は、本約款第3条およびライセンス証明書に従ってコンテンツのコピーを作成することに限定されます。
2. 本約款およびライセンス証明書は、前項に定める以外の権利をお客様に付与するものではありません。
3. 本約款およびライセンス証明書は、著作権者、メテオその他コンテンツの権利者の商標、商号、サービス・マークその他のブランド(「マーク」)に対する権利、利用許諾、権益を付与するものではありません。

第6条(免責事項)

1. コンテンツあるいはコンテンツに含まれている情報の正確さについては、明示・黙示・法令のいずれによるかを問わず、著作権者、メテオその他コンテンツの権利者は、お客様または第三者に対していかなる保証も表明も行いません。
2. 著作権者、メテオその他コンテンツの権利者は、お客様がコンテンツの利用により損害を受けた場合、その原因、損害の内容、範囲を問わず、いかなる場合であっても、これを賠償する義務を負いません。また、名目の如何を問わず、いかなる補償も行いません。

第7条(サービス利用料金の支払義務)

1. お客様は、メテオに対し、ライセンス証明書に定めるサービス利用料を支払う義務を負います。
2. お客様は、前項のサービス利用料を、ライセンス証明書に定める方法により支払うものとします。

第8条(コンテンツの利用停止)

1. メテオは、やむを得ない事情があると判断した場合には、お客様に対し、コンテンツの利用の停止を求めることができるものとし、お客様は、これに従うものとします。
2. 前項の場合であっても、メテオは、支払われたサービス利用料を返還しません。

第9条(解除)

1. お客様がMOL会員規約または本約款に違反した場合、メテオはMOL会員規約または本約款に基づくお客様との契約を、お客様に対する催告を要することなく、直ちに解除することができます。
2. 前項による解除がなされた場合、メテオはお客様に対して、直ちにコンテンツの利用中止を求めることができるものとし、お客様は、直ちにこれに応じるものとします。
3. お客様との契約が、本条に基づき解除された場合であっても、お客様は、すでに発生したサービス利用料金についての支払い義務を免れないものとします。

第10条(違反行為の際の補償等)

お客様がMOL会員規約または本約款に違反したことにより、著作権者、メテオその他コンテンツの権利者(これらの役員、従業員、代理人を含みます)に対する損害賠償請求、要求、訴因、手続が発生し、またはそのおそれがある場合、お客様は、著作権者、メテオその他コンテンツの権利者を補償し、防御し免責する義務を負います。

第11条(一部無効の場合の効力)

本約款のいずれかの条項が管轄裁判所により違法、無効、あるいは執行不能とされた場合、かかる条項は当初の内容と可能な限り類似の経済効果を持つよう修正されたものとみなし、本約款の残りの条項の適法性、有効性、執行性には影響せずこれらは損なわれません。